

令和7年度 第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会 議事録

日時 2025年(令和7年)7月4日(金)

場所 藤沢市役所 3-3会議室

次 第

1 議 題

- (1) 教育振興基本計画点検・評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

2 その他

- (1) 今後のスケジュール

- ア 8月1日(金)に令和7年度第2回 藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催
- イ 8月教育委員会定例会に「藤沢市教育委員会の点検・評価」について議案として提出
- ウ 9月藤沢市議会定例会決算資料として「藤沢市教育委員会の点検・評価報告書」を提出

## 開 会

○委員長　それでは、ただいまから「令和7年度 第1回藤沢市教育振興基本計画 評価委員会」を開会いたします。

お手元の「次第」に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料の確認と評価委員会の概要について説明いたします。

資料の確認でございますが、まず本日の「次第」が表紙になっておりますホチキスどめの資料、2ページまでございます。

資料1は、本年度の点検・評価重点事業の一覧及び実績報告書でございます。

資料2は、教育振興基本計画全体の実績報告書でございます。

配付した資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。

(資料過不足等：なし)

続きまして、この評価委員会の概要についてご説明いたします。

「次第」に綴られた資料1ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」において、「教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならない」とされております。

また、点検・評価にあたっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされていることから、本日ご出席の大学教授お二方、そして地域住民、保護者の方、計4名の方々を、令和7年度藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員として、6月1日付で委嘱させていただきました。

本市の点検・評価では、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、策定された「藤沢市教育振興基本計画」に位置づけられた事業について、事業主管課が自己評価方式による点検・評価を実施しております。

また、教育委員会と評価委員会委員において、計画に位置づけられた事業のうち、教育部所管の事業の中から、今年度特に点検・評価が必要であると判断されたものを「重点事業」として選定し、外部の審議会である評価委員会を通じて点検・評価を実施しております。

今年度の重点事業につきましては、本日の委員会に先立ちまして、委員との事前協議において、資料1、1ページにございます4つの事業を選定させていただきました。

各事業主管課においては、委員からの講評を踏まえ、今後の事業の方向性などを定めてまいります。

なお、説明の最後となりますが、「次第」に綴られた資料2ページをご覧ください。こちらは評価委員会の設置要綱でございます。要綱の第5条3項で、「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」とあります。本日は全委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長　説明が終わりました。ただいまの説明に関して、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質問等：なし)

## 1 議 題

### (1) 教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

○委員長 それでは早速、議題の(1)「教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1「令和7年度(令和6年度実績)藤沢市教育振興基本計画 点検評価 重点事業実績報告書」の1ページ目をご覧ください。

今年度の点検評価重点事業につきましては、委員との事前協議を経て、次の4事業を選定いたしました。

1つ目が「学校教育相談センター事業」、2つ目が「通学路安全対策推進事業」、3つ目が「学校・家庭・地域連携協力体制推進事業」、4つ目が「国際理解教育事業」です。

これら選定事業につきまして、このあと、担当課から5分程度で事業概要を説明させていただき、その後、事業内容等について、委員から質問をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○委員長 それでは、事業説明及び質疑に入ります。

順番につきましては、一覧に記載のとおり、事業コード順に進めてまいります。

初めに、基本方針1「ともに学び、多くの人とかがわり合いながら自立することも育成します」の、施策の柱4「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進」から、実施事業2「学校教育相談センター事業」について説明をお願いいたします。

○教育指導課 事業コード142「学校教育相談センター事業」についてご説明をさせていただきます。

事業の目的といたしましては、支援の必要な児童生徒や保護者が必要な時に相談を受けることができる環境を整備し、一人ひとりが楽しく学校へ通うことができるよう、相談体制の充実を図ることでございます。

具体的な事業内容といたしましては、児童生徒の学校生活への適用を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、困りごとを抱える児童生徒への支援として、児童生徒が置かれている環境への働きかけや関係機関とのネットワーク構築を行っております。相談センターにおいては、電話や来所による教育相談や、次年度就学予定の児童に対する就学相談を行っております。また、善行にございます相談支援教室においては、不登校児童生徒に対し、個別学習や体験的活動、カウンセリングなど、学校生活や社会生活への適用に向けた支援を行っております。

計画における方向性でございますが、学校及び関係機関との連携による相談体制の充実、相談支援教室におきましては、個々の教育的ニーズに対する適切な支援方法や環境整備について検討を行い、児童生徒が安心して過ごし、学ぶことができる場を提供することでございます。

令和6年度の取組実績といたしましては、特別支援教育専任スクールカウンセラーを1名増員し、発達に課題のあるお子さんへの支援を充実させました。また、スクールソーシャルワーカーは関係機

関との連携を図るとともに、管理職からの電話相談を開始し、各学校に通う児童生徒の困りごとを迅速にキャッチし、対応につなげることが可能となりました。以上のことから、自己評価をBとしております。

課題といたしましては、相談ニーズの高まりやそのニーズが非常に多岐にわたることに伴い、今後、そのニーズに応じられる相談体制の充実が必要になると考えております。具体的には、スクールカウンセラーの専門性向上と人的確保、オンラインによる相談活動の検討、相談支援教室における体験活動の充実に取り組んでまいります。また、近年、就学相談件数の増加に伴い、相談員一人当たりの対応件数が大変多い状況がございますので、必要な情報を効率的に就学予定校へ伝え、適切に支援につなぐことができるよう、就学相談業務の見直しを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長 ただいま担当課から説明がありました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員 学校教育相談センターのリーフレットがあると思いますが、そのリーフレットの配布方法は、どのようにしていらっしゃるのかを知りたいです。よろしくお願いいたします。

○教育指導課 こちらのリーフレットでございますが、窓口で配布しているほか、ホームページに同様の内容を掲載しております。また、小学校、中学校の支援担当者指導担当者が集まる会や、初任者研修などで教職員や学校向けに配布しております。さらに、教育相談関係機関が集まる会や県スクールカウンセラー連絡協議会、県主催の不登校相談会などで、各機関や県のスクールカウンセラー、希望される保護者へもお渡ししているところでございます。

○委員 ありがとうございました。

○委員 よろしく願いいたします。2件ございます。

まず1件目ですけれども、課題のところには就学相談件数の増加という記載がありましたけれども、相談件数全般に関して、近年の傾向、例えば増加している、減少しているなどがあれば、お聞かせいただければと思います。

○教育指導課 学校生活において様々な困難を抱える児童生徒及びその保護者が増えており、相談件数は年々増加しております。相談内容としましては、小学校、中学校ともに登校についての相談が一番多く、続いて対人面、行動面、学習面の相談となっております。

○委員 ありがとうございました。

2件目になります。相談についてですが、電話・来所・スクールカウンセラーを介して、こういった形での相談が多い傾向でしょうか。また、年を跨いで今後の課題の中に、「オンラインによる相談活動の検討」が挙げられておりますが、その実現にあたって、何か障がいになると考えられていることはありますでしょうか。素人考えにはなるのですが、オンラインで相談することで、相談へのハードルが下がるのであれば、より広く対応が可能になるのではないかなと思ったのですが、複数年度の中で課題に挙げられているということは、何か実現に困難な部分、難しい部分があるのではないかなという意図になります。よろしくお願いいたします。

○教育指導課 2024年度におきましては、電話相談は220件、来所相談は1,351回、スクールカウンセラーは市内の小中学校で44,974回の相談を受けました。

オンラインによる相談活動についてでございますけれども、今年度、県のスクールカウンセラーによるオンライン相談が開始されました。不登校児童生徒やその保護者からの相談がオンラインで行えるようになりました。しかしながら、オンラインによる相談は、児童生徒や保護者にとって外出せず相談できる手段である一方、相談者と直接顔を合わせないことから、心理状態が把握しにくく、カウンセラーが相談者の気持ちを正しく理解することができない可能性も考えられます。そのため、県カウンセラーによるオンライン相談の取組について注視するとともに、今後に向けて課題の把握と整理が必要であると考えております。

○委員 ありがとうございます。

○副委員長 よろしくお願います。先ほど善行に相談支援教室があるというお話がありましたけれども、こちらの相談支援教室での活動について、体験活動などが挙がっておりますが、具体的な活動内容と実績について教えていただければと思います。

○教育指導課 相談支援教室につきましては、センターでのカウンセリングと相談支援教室での教育活動の両輪で不登校支援を行っております。

活動内容としましては、午前中は読書、シャントタイムの中で英語練習、体を動かす活動、漢字練習、美化活動、計算練習、その他個別学習の時間となっております。午後は小集団活動として、体育や造形・制作、パズルやFLT との活動のほか、自然体験学習や調理実習なども行っております。昨年度（令和6年度）の年間利用状況につきましては、利用した実人数として小学生、中学生合わせて65名、延べ人数で年間2,129名となっております。

○副委員長 ありがとうございます。追加でお聞きしたいのですが、こちらに関しては、何か登録のようなものが必要なのでしょうか。それとも、当日ふらっと来て参加するような形が可能なのでしょうか。教えてください。

○教育指導課 登録といった形ではないのですが、事前に施設案内を経て、相談センターの方での来所等の申し込みですとか、見学体験を経て参加を継続するかどうかを考えていただいております。

○副委員長 どうもありがとうございました。以上です。

○委員長 それでは、私の方から質問させていただきます。

まず連携の仕方についてお伺いしたいと思っております。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携が、どのように組織されているのかということや、またその連携が必要だった場合の事例をお話しできる範囲で構いませんので、教えていただけますと幸いです。

○教育指導課 藤沢市のスクールソーシャルワーカーは学校教育相談センターに勤務しており、学校からの要請を受けて学校や家庭、関係機関に対応しております。そのため、来所相談カウンセラーとは日常的に、また学校カウンセラーとは2週間に一度あるセンター勤務の日に合わせて情報共有をするほか、コンサルテーションという形で相談を受け、課題の整理や考えられる関係機関とのつなぎに関する助言、提案を行っております。

具体的な事例としましては、学校カウンセラーが不登校傾向の中学生と面談する中で、母親の精神疾患が原因で家事がままならないことを知り、そこでスクールソーシャルワーカーと連携し、母親が使える社会資源として訪問看護やヘルパーの利用を提案したり、相談支援事業所を通して福祉サービスを紹介したりすることで、母親に起因する欠席が減ったという事例がございました。

また、スクールソーシャルワーカーが関わっているケースで、医療や児童相談所での検査結果を学校へ伝える際、スクールカウンセラーが同席し、その後の学校での対応を一緒に考えた事例がありました。

○委員長 ありがとうございます。

教育相談事業として、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの他に、どういった連携が今後必要だというふうに考えられていますか。

○教育指導課 当センターでは就学相談を行っていることもあり、就学前、幼稚園や保育園での過ごし方から子どもの様子や変化をキャッチしやすく、またスクールカウンセラーが就学相談の情報を共有することで、就学前から中学校卒業まで一貫した切れ目ない支援体制が構築され、問題の早期発見・早期対応がしやすくなっております。

また、県や市の教育関係機関のほか、行政機関や児童相談所、民間の事業所や地域の福祉関係機関とも連携を取れるよう、教育相談関係機関連絡会を年に3回行っております。

○委員長 ありがとうございます。そうした取組の中で、例えばどういった専門職の方が、今後、必要になると考えられるといったような、何かご意見ですとか、お考えというのはございますか。

○教育部 専門職の配置ということですが、学校教育相談センターだけで解決をするということではなくて、今この3階に学校教育相談センター、お隣にこども家庭センターを配置しています。

機能はこども家庭センター、昨年度からですけれども、主には虐待、障がい児支援を行っていますけれども、その他にこども家庭センターとしての機能を昨年度から位置づけておりますので、そこにも様々、心理士ですとかおりますので、お互いに協力しながら、こども家庭センターだけですべてを賄うということではなく、今、配置をほかの部局とも一緒にやっているということと、藤沢の場合、特徴的なのが、13地区で行政展開をしていますけれども、その13地区に福祉のコミュニティソーシャルワーカーを配置しておりまして、地区によっては人口が違いますので、一人ずつの配置で十分かといいますと、それはなかなか難しい部分もありますけれども、先ほどのスクールソーシャルワーカーへの繋ぎとして、福祉側のコミュニティソーシャルワーカーであったり、実は特徴的なのが、これまで、障がい児に対する支援は障がい者支援課で行っていましたが、障がいは子どもの特性ということで、子ども青少年部に今、相談支援を一元化していますので、こども家庭センターの機能と学校教育相談センターが連携をすることで、就学児の子どもの様々な困りごとに対応させていただいていますので、こども家庭センターの本格実施といっても、まだまだ試行錯誤の段階ですので、お互いにその辺は充分調整をし、足りない部分があれば、今、先生がおっしゃったように、どちらで所管をしていくか、ということを検討してまいりたいと思います。

評価表の中には、そこまで書き加えられておりませんが、補足をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

教育相談というところを、広く様々なセンターの連携の中で支援していくという取組が挙げられたように思います。

あと、最後にもう一点ですけれども、就学相談件数の増加ということにつきまして、お話しできる範囲で構わないのですが、どういった内容が増加しているのかという点と、それに対して、どういっ

た対策が必要だというふうには考えられているのか、実態と課題を教えていただけると幸いです。

○教育指導課 発達障がい認知度の向上や早期支援の重要性への理解が深まっていくことから、通常の学級への就学を希望しつつ、不安を感じている保護者からの相談が増えていると捉えております。

就学相談は、すべての子どもたちがその子らしく学び、成長できる環境に就学することができるよう決定した、就学先の学校に対して、具体的な支援内容に関する情報を丁寧に引き継ぐとともに、関係機関との連携や情報共有が円滑に行われるよう働きかけることが不可欠だと思っております。

しかしながら、相談件数の増加は、就学相談担当者の業務負担を増大させ、一人ひとりに十分な時間を割くことが難しくなる可能性がございます。そのため、今年度は就学相談の受付期間を決めることで、園訪問や保護者との面談の時間を確保し、より丁寧に相談業務が行えるよう努めております。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、追加で何か委員の皆様からご質問ございますでしょうか。

(質問等：なし)

それでは次に進みたいと思います。

基本方針2「安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます」の、施策の柱2「安全・安心で快適な学校施設等の設備」から、実施事業2「通学路安全対策推進事業」について説明をお願いいたします。

○学務保健課 事業コード222「通学路安全対策推進事業」につきまして、学務保健課よりご説明申し上げます。

事業目的につきましては、小学校の通学路における交通安全を確保するために、学校・警察等と連携し、市立小学校の通学路合同点検を行いまして、安全対策を実施することとしております。

事業の内容につきましては、「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施を行いまして、点検結果に基づく対策案の検討、対策案の策定を行いまして、具体的な対策を実施していくということになっております。

計画における方向性でございますが、今後とも小学校の通学路の安全を確保するため、関係機関と連携しまして、合同点検を行い、通学路の安全対策を実施してまいります。過去の継続協議案件につきまして、学校及び保護者と話し合いの場を設けまして、通学路の変更等についての検討を支援していくということでございます。

令和6年度ですけれども、「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき、安全対策の実施を行ってまいりました。

取組実績といたしましては、報告にありました危険箇所につきまして、関係機関と連携し、安全対策を実施してまいりました。関係機関との連携した対応によって、通学路の安全確保が図られたと考えているため、自己評価はBとしております。

課題につきましては、通学路対策におきましては、児童が安全に登下校する仕方を習得することも重要であるため、ソフト面でのさらなる対応が必要であると考えております。

その課題を踏まえた今後の取組としては、学校での交通安全教室等の実施に加えまして、通学路の危険箇所に対する安全指導を学校に依頼し、より効果的な通学の安全を図るため、関係部署と連

携し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長 　ただいま担当課から説明がありました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員長 　危険箇所への対策として、所管課から要望対応困難との返事が来たときは、交通安全教室や危険箇所の安全指導を実施しているようですが、それ以外している安全対策指導などがありましたら教えてください。

○学務保健課 　今の対応困難な場所への対応ということでございますけれども、学校の先生でまず情報共有をしまして、当該箇所の見回りをしていただいたりですとか、あとは自動車教習所の方をお招きして、その方のご指導のもと、みんなで映像を見たりしながら、各学校にそれぞれ特色を出して、登下校の指導をしていただいているというところでございます。

○委員 　ありがとうございました。

○委員 　まず一点目ですけれども、令和6年度の取組実績で、報告対応箇所とともに、前年度と比べて件数が大きく減っているように見受けられました。この現象について何か要因として考えられることはあるでしょうか。

○学務保健課 　学校から報告を受けます危険箇所につきましては、道路の白い線の外側線の塗り直しですとか、あとは道路に貼ってあるシールの貼り替えですとか、そういったものは随時担当課で受け付けているというものがございます。

　検討会議を経ずに速やかに対応できるものもありまして、そのようなものについては、こちらには挙がってこないものもあります。年度当初に各小学校へ危険箇所報告を依頼させていただいているのですが、令和6年度につきましては、新たに報告書の作成フローを作りまして、その中で直接連絡できることを改めて示したので、それに伴って、今回の危険箇所として報告した件数が減っていると承知しています。

○委員 　ありがとうございます。

　2点目になりますけれども、本年度課題として挙げられておりますソフト面での対応について、令和4年度、5年度等に地域団体との連携についてという記載がございまして、近年コミュニティ・スクールに代表されますように、地域と学校の連携というのが強化されていると考えております。安全指導等、ソフト面での地域との連携といった形も同様ではないかと考えたのですけれども、そういった側面での何か取組などはございますでしょうか。

○学務保健課 　各地域の防犯ですとか、交通安全ですとかに携わってくださっている方々が、それぞれの見守り点検を行っていただいたり、ボランティアの方々が学区内の要所に立って見守っていただいたりといったことが、地域連携における取組というふうに考えております。また、自治体が調べた危険箇所につきましては、警察ですとか道路管理者とともに、登校時間に現地訪問をいたしまして、課題の共通認識ですとか、改善手法を協議すること、様々な立場から連携した対応も図っているところでございます。

○委員 　ありがとうございました。以上でございます。

○副委員長 　今までの報告箇所数と対応箇所数を比較したときに、報告されたものの対応に至らなかったものが結構あると考えられるのですが、そのような対応されていない報告をまとめたデータベ

一スのようなものがあるのかどうか、こうしたものを市民に公開される可能性は、要するに具体的には保護者が不安に思ったときなどにすぐに調べられるような状態になっているのか、今後公開する可能性があるのかについて、教えてください。

○学務保健課 道路の幅ですとか、構造上、どうしても対応ができないという案件がございますが、これまで対応のできてないものをまとめたデータベースというのは、私どもの方では持ち合わせてございません。ただ、その対応ができない箇所につきましては、そのまま対応できないだけにするのではなくて、児童に対して安全な通学の指導を学校にお願いするなど、そういった形で、その場所については、何かしらの対応を図ってまいりたいと考えております。そのような場所を含めて、市のホームページでは、対応した内容について、今、公表をしているところでございます。

○副委員長 ありがとうございます。以上です。

○委員長 今までご質問に対する回答の中で、様々な安全教育等の実施についてお話しいただいたかと存じます。もう少し、さらに特徴的な取組とかですか、具体的に継続的に実施されている安全教育とかですね、そういったところを教えてくださいましたらと思います。

○学務保健課 継続的なものとしたしましては、小学校一年生向けの歩行者安全教室ですとか、自転車安全教室などを開催していきまして、学校によって開催する頻度だったり、開催する・しないの差があるのですが、そういったものが継続して行われております。また、面白い取組、特徴のある学校の取組としたしましては、自転車通学が認められている中学校がありまして、その中学校については、中学生に対して自転車の交通安全教室をしているというようなことがございます。

○委員長 ありがとうございます。そういった中で、学校との連携ですとか、やり取りなども発生すると推測される場所なのですが、そういったところにおいて、例えば何か難しさ、あるいは現状、非常にスムーズにいつているなど、連携のあり方として何かありましたら教えてください。

○学務保健課 市内が今 35 学校ありまして、その中の指定通学路の数もすごく多いのですが、その全体を学務保健課だけで把握することはとてもできないので、各学校で PTA の方々と一緒に見守りをさせていただいて、危険箇所を報告していただいているというところで、すごく感謝しておりますし、そういったところを今後とも継続してやってまいりたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。追加で委員の皆様の方からご質問ございますか。

(質問等：なし)

ありがとうございました。

それでは次に進みたいと思います。

基本方針 3 「子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます」の、施策の柱 2 「学校・家庭・地域等の連携・協働の推進」から、実施事業 1 「学校・家庭・地域連携協力体制推進事業」について説明をお願いいたします。

○教育総務課 それでは、事業コード 321 「学校・家庭・地域連携協力体制推進事業」について説明させていただきます。資料 1 の 4 ページをご覧ください。本事業は、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するよう、持続可能な学校・家庭・地域の連携・協働を推進することを目的としております。

事業としたしましては、中学校区を基本とした市内全域に組織された 15 の地域協力者会議、いわゆ

る三者連携会議において、各地域の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施、また、学校運営協議会制度についての検討を行うほか、地域学校協働活動が推進されるよう、関係各課等と連携を図るものでございます。

計画における方向性でございますが、三者連携会長会を開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換等を行い、さらなる三者の連携を推進すること、学校運営協議会制度の推進体制を整備すること、関係各派等と連携しながら、地域学校協働活動が推進されるように検討を進めることとしております。

令和6年度の取組実績といたしましては、各三者連携会議において、地域特性に応じた取組が実施できたこと、学校運営協議会については、新たに14校に追加設置し、全40校の充実した地域学校協働活動が図られるよう、県の補助金を活用するとともに、学校と地域の間を取り持つコーディネーターを19人認定できたことから、令和6年度の自己評価はBとしております。

課題といたしましては、地域学校協働活動の充実・活性化のために必要な地域学校協働本部を地域の実態に合わせて体制を構築することや、全校にコーディネーターを配置するための人選の難しさ、学校運営協議会委員への意識啓発と地域の方々の制度を周知することなどであると考えております。

これらの課題を踏まえた今後の取組につきましては、地域学校協働本部の体制構築やコーディネーターの配置に向け、地域関係者等との調整を進めるとともに、研修を充実させ、委員の理解を深め、さらに地域への情報発信に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○委員長 　ただいま担当課から説明がありました。これから質問に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員 　今後の取組課題についてですが、コミュニティ・スクールに特化しているように思うのですが、藤沢独自の「三者連携ふじさわ」の活動との兼ね合いをどのように考えていらっしゃいますか。

○教育総務課 　「三者連携ふじさわ」の取組につきましては、各地域の特色を生かした取組が行われており、時代の変化とともに活動についても趣向を凝らして行われていると認識しております。本市におけるコミュニティ・スクールは導入途中であり、各校で試行錯誤をしながら取組を進めているため、課題は多岐にわたっていると実感しております。既に成熟しております「三者連携ふじさわ」につきましては、今後も地域の問題点を探り、その解決のために協議を重ね、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援いただくことを期待しております。

○委員 　ありがとうございました。

もう一つ質問があります。「三者連携ふじさわ」は、市からの委託金で活動をしていますが、令和8年度までに全校に設置される予定のコミュニティ・スクールは、補助金で活動ができ、補助金の活用もできます。同じ活動をしているのに、各地区によって活動拠点が三者連携ふじさわのところとコミュニティ・スクールのところがありますが、補助金の活用について教育総務課としての方針というものはあるのでしょうか。

○教育総務課 　「三者連携ふじさわ」では、地域で子どもたちを見守る、育てるという視点で、主に8つの事業を行っていただいております。そのうちの一つとして、学校支援事業を行っていただいている経過がございます。

令和3年度から始まったコミュニティ・スクールでは、学校運営方針に掲げられた目標の実現に向

けて協働するものであることから、同じ取組であっても、目的は異なるものと捉えております。

今後、地域学校協働本部を整理していく中で、「三者連携ふじさわ」が地域学校協働活動を行う活動団体の一つとして、取組を継続していただくということも可能であると考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。となると、今まで「三者連携ふじさわ」で活動していた活動がコミュニティ・スクールの活動になるということもあるわけですか。

○教育総務課 そうですね、そういった形に変えていくこともあり得ると考えております。

○委員 ということは、今まで補助金の支給がなかった活動に対しても、コミュニティ・スクールからの補助金が出るということを考えてもいいわけですね。

どうもありがとうございました。以上です。

○委員 まず1つ目ですけれども、私自身も学校運営協議会の委員として今年度から活動していますが、今回のこの事業の中で、学校運営協議会と地域協力者会議の三者連携のところは、会議体としては別になっていると思うのですが、自分の身の回りでは、この2つの会議体だけではないのですが、地域の中から参加している委員に重複しているケースがよく見られています。こういったあたりは、地域学校協働本部の体制づくりの中に含まれるのかもしれませんが、地域内での各団体の連携、会議体についての役割の整理などの検討について何かございますでしょうか。

○教育総務課 学校運営協議会と地域協力者会議の委員重複につきましては、教育総務課も把握しておりますけれども、それぞれ会議の目的が異なり、それぞれ目的を達成するために取り組んでいるものと認識しております。今後、学校運営協議会と両輪となる地域学校協働本部の設置を進めてまいります。地域学校協働活動を実施する団体の一つとして、地域協力者会議や地域協力者会議の選出母体との連携はできるものと認識しておりますので、それぞれの地域学校協働本部が立ち上がる中で、今後、地域ごとに役割が整理されると考えております。

○委員 ありがとうございます。

2点目になりますけれども、コミュニティ・スクールが学校運営協議会の委員向けの研修の中に含まれるのかもしれませんが、特に市内の他の地域での取組、活動などを共有するような機会というのは設けられているのでしょうか。三者連携に関しては、三者連携の会長会というのがあるので、そちらである程度共有はできているのかと思うのですが、コミュニティ・スクールに関して、そのような取組があるのかお聞きしたい部分になります。

○教育総務課 令和5年度に行われた地域学校協働活動につきましては、事例集を作成して昨年度中に学校とコーディネーターに共有しております。ほかの地域の取組の中で参考にできるもの等もあると思いますが、学校運営協議会は、各学校が掲げる学校教育目標や学校がめざす姿の実現のために熟議される場であるため、課題の解決方法は各学校により異なると認識しております。地域学校協働活動をすることだけが目的とならないよう、活動の共有には最新の注意を払ってまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございました。以上になります。

○副委員長 令和6年度から、その先日いただいた学校運営協議会の導入状況の資料の中で、令和6年度から統合運営型の学校運営協議会というのが、いくつかの地域で導入されていると思うのです。

が、統合運営型を導入することとなった経緯を教えてください。それから、令和6年度一年間の運営で判明したメリット・デメリットなどあれば、一緒に教えてください。

○教育総務課 統合運営型を導入した経緯でございますが、一小一中地区のため、義務教育9年間を見通した学校運営を地域とともにを行うことを目的とした地域、物理的に小学校、中学校が隣接している地域において、育てたい子ども像を共有し、地域とともにある学校づくりについて協議を深めていきたい、地域がそれぞれの思いを共有する中で、令和6年度、3つの地域で統合運営型の設置が行われました。

統合運営型の運営において、協議テーマごとにグループを作り、グループで協議を深め、全体で共有する方法や、全体会と学校部会を設けるところ、全体会のみを行うところなど、三者三様で協議が行われており、それぞれの学校運営における課題にとってやりやすい方法で熟議が行われていると認識しております。学校運営協議会は、学校教育目標や学校がめざす姿を地域で共有し、現在とのギャップを課題と捉え、その課題解決に向けた熟議を重ね、地域学校協働活動を通して学校運営の改善等に取り組むものですが、この取組を通して大人の目が増え、地域との調整役を地域が担うことにより、教職員の働き方改革につながったことが最大のメリットであると捉えております。また、地域の方にとっては子どもたちと関わることでやりがいを感じ、子どもたちにとっては地域に見守られていることが実感でき、保護者としては身近な地域の中で子どもたちが育てられているという安心感が生まれていることなども、メリットとして挙げられます。

一方で、学校運営協議会制度の理解や学校の現状課題等を伝えることに時間を要し、地域学校協働活動についての準備が十分に行われるまでにある程度の時間を伴うことが、デメリットであると感じております。学校運営協議会はよく漢方薬だと言われておりますので、今後もじっくりと時間をかけながら研修等も充実させ、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○副委員長 ありがとうございます。追加でお聞きしますが、統合運営型の協議会というのは、今後も学校ごとの選択肢になっていくということなのでしょうか。

○教育総務課 学校ごとの考えとして、統合運営型にすることもできますし、また、統合運営型をやっていたけれども、学校単位に変えようとすることも可能であると考えております。

○副委員長 ありがとうございます。以上です。

○委員長 それでは、私の方から質問をさせていただきます。ここ数年、取り組まれてきております、この学校運営協議会の設置拡大の中で見えてきた課題について教えていただけたらと思っております。

○教育総務課 本市全体の課題といたしましては、本市だけに限った話ではないとは思いますが、共働きの世代の増加に伴い、地域人材の不足や地域の会合に出席する方、先ほども申し上げましたが、委員の重複等が挙げられます。また、各地域の課題につきましては、地域コミュニティの高齢化により、学校が地域のイベントに参加を求められるといったことも事例として挙げられます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それぞれの学校ごとに異なる課題などもあるように思われますが、そうしたその声ですとか、どういった形でそれらを改善していこうとしているのかなど、少し取組や見通しなどについて、具体的にお話できるものがありましたら、教えていただけたらと思っております。

○教育総務課 取組につきましては、特にこの人材不足というものが挙げられておりますので、校

外学習をする際の見守りなどに、地域の方に協力をいただくケースですとか、自校にあるプールの授業での監視につきまして、今まででしたら、先生方何人かにご協力いただいて監視をしていたところ、救急法、あるいはAEDの操作についての講習を受けた方であれば、地域の方でも監視ができるということもありまして、教員ではなく、地域の方に協力をいただき、多くの目で子どもたちの安全・安心を守るといった取組が行われております。

○委員長 ありがとうございます。そうした中で、何か新しく取り組まれていこうとされていることですか、あるいは少し解決が難しいのではないかと思われるようなことなどありましたら、教えていただけたらと思います。

○教育総務課 現在、主に中学校を中心に、不登校児童生徒の授業中の見守りについても、地域の方に理解をいただき、協力をいただいているところになります。課題といたしましては、コーディネーターが今19名というところで、まだ全校に配置されていないところがありまして、学校が地域とすべて調整をすることになっておりますので、コーディネーターを全校に配置できるようにしていくところが今後の課題であると捉えております。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様の方から、追加でご質問はございますでしょうか。

○教育部 ちょっと今の事業のところで、学校・家庭・地域連携協力体制推進事業というところに、まとめて学校運営協議会のことと三者連携のことと、地域学校協働活動の3つのものを取組として入れてしまっているの、とてもわかりにくい、というのが課題であると思います。

先ほど、今福委員からもご質問いただきましたし、福家委員からもご質問いただきましたけれども、そのわかりにくさがすごくあると思っています。

そもそも三者連携の方は、もうかれこれ20年前から、もともとは社会教育活動として公民館が中心になって行っていたものでした。当時、PTAという仕組みはありましたけれども、地域が関わることがなかった中で、地域が関わっている。主には、先ほども行政展開13地区と申し上げましたけれども、13地区にある社会教育活動の部分が、学校とPTA、保護者との間に入って事業を進めてきたというのが三者連携の仕組みで、これがもう長年ずっと各地区で展開を13地区で15の三者連携がありますけれども、展開をされてきたという歴史があります。

一方で、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、地教行法の改正によって学校運営に地域側が意見を言える場であって、あくまでもこれは地域づくりではないので、学校運営をどうするかについて、地域の方々が意見を言う場です。

そして、もう一つ分かりにくいのは、地域学校協働本部、地域学校協働活動という部分で、これは藤沢で言えば、35小学校区、19中学校区、どちらの校区を取るかは地域性もある。先ほど統合型というお話もありましたけれども、藤沢市は今、三者連携が15地区でやっているの、ベースになっているのは19中学校区なのですが、どちらかという三者連携の発展的な取組っていうのは、地域学校協働活動だと思っています。こちらは社会教育法の改正によって始まったことですから、学校単位で地域づくりをしていくということです。それはもちろん、子どものことを地域の中で、みんなでやっていくということが地域学校協働活動の主体ですけれども、子どもだけではない、今、あの藤沢市の自治会の組織率が70%を切っていますので、60%台ですから、そもそも自治会活動に参加する方が少ない。ただ、子どもを中心に考えた時には、ぜひ協力したいという方のお声は、まだまだ藤沢の場

合はありがたいことにたくさんあります。そういった方たちの活動を今までは三者連携の方でしっかりやっていたのですが、地域学校協働活動という、そこは重複してしまうような活動になっていると思います。ここが分かりにくくて、今後整理をしていかなきゃいけないということでは、行政側がもう少ししっかりこの辺の整理をして、分かりやすく説明をしていくというのが何よりも課題で、事業費が一個の中に三つ押し込めちゃってあるので、先ほど今福委員から一方は委託で、一方は補助金でやっていますが、どうなのか、今、不登校の支援の話もありましたけど、不登校支援のための人材を地域に求めているりするのですが、一方で、国の法律では今年度から不登校支援をきちんと職員としておこなら補助金出すといった制度も制度化されていますので、それはなんかもう今はですね、ひっくるめてごっちゃにしています。もともと生涯学習部に三者連携の事務局はあって、生涯学習部とこう事務の調整をした時に、三者連携は教育委員会総務課が持っているのですが、これがまた教育行政とのごっちゃになっているっていうのもありますが、ちょっと私も昨年から教育委員会に来て、もうちょっと整理が必要だなと思いながら、今回、第4期の計画もこの事業を進めていますので、先ほど副委員長からも我々のチェックがちゃんとできてないと進まないということになるっていうことなのですが、今ここでご質問いただいたことをしっかりここに、今、同席させていただいている職員が認識をして、改めてどうわかりやすく、どう活動しやすく、市民の皆さんにお知らせをしていくかで、そういう成果をぜひこの場で評価をいただければなと思いますので、ぜひここはしっかりとわかりやすさというものを、お示しをしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。他に、今のお話も受けてございますか。よろしいですか。

(質問等：なし)

ありがとうございます。

それでは、次が重点事業の最後となります。基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」の、施策の柱3「互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供」から、実施事業2「国際理解教育事業」について説明をお願いいたします。

○教育指導課 それでは、事業コード532「国際理解教育事業」についてご説明いたします。

本事業は広く国際的な視野に立って物事を考え、行動できる児童生徒の育成を図ることを目的としております。

具体的な事業内容といたしましては、次の2点でございます。

1点目「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、国際理解を深めるために国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する、興味・関心、共生への理解を高める。

2点目、外国語指導講師を小・中学校に派遣し、生きた英語に触れる体験を通して、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めることとでございます。

計画における方向性でございますが、国際理解協力員や外国語指導講師を学校に派遣し、児童生徒の国際理解教育の充実を図ることとでございます。

令和6年度の取組実績といたしましては、外国語指導講師を小中学校へ派遣し、外国語教育の充実

を図りました。また、国際理解協力員も小学校1年生、2年生と特別支援学級及び特別支援学校に派遣することで、国際理解教育の推進を図ったことから、自己評価につきましては、Bとしております。

課題といたしましては、効果的に外国語指導講師を活用したり、小中学校で連携をしたりすることで、さらなる国際理解教育の充実を図ることであると考えております。また、学習段階を考慮した国際理解を深める事業の工夫が必要であると考えております。

これらの課題を踏まえました今後の取組につきましては、小学校から中学校9年間での継続的な外国語指導を実施するため、外国語指導講師や国際理解協力員について発達段階に応じた効果的な活用について検討するとともに、国際理解協力員については、外国語教育への接続となるよう、学習段階を考慮した事業内容を実施することが必要であると思っております。また、具体的で効果的な事例の情報提供を行うことで、さらなる国際理解教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長 　ただいま担当課から説明がありました。これから質問に質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員 　課題を踏まえた今後の取組として、国際理解協力員の派遣を外国語教育への接続となるような事業内容の実施を求めていましたが、国際理解教育員の派遣を令和4年度から低学年中心にしたのはなぜでしょうか。もしその国際理解協力員に外国語教育への接続となるような事業内容の実施を求めているのなら、小学校5年生から外国語教科としての授業が始まるので、その前の小3、小4の中学年の外国語活動にも派遣したほうがより効果的ではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導課 　小学校においては、2020年度（令和2年度）から現行の学習指導要領が全面実施となったことにより、小学校3年生、4年生では外国語活動として、5年生、6年生では外国語（英語）という教科として導入されました。外国語教育が3・4年生から始まることとなり、外国語教育が始まる前に異文化理解を進めるという目的で1・2年生中心に国際理解協力員を派遣することとします。

○委員 　ありがとうございました。以上です。

○委員 　今福委員のご質問と重複する部分があると思うのですが、こちらの国際理解協力員の取組について、例えば、高学年に拡大するなどといったご予定はあるのでしょうか。こちらの方で個人的な印象ですけれども、高学年の子どもたち、外国語教育だけではなく、社会科教育とかに関しても、だんだんその視点が国から世界に広がっていくというところがあると思いますので、そういった面で、高学年に対して何かしら取組をするというご予定はありますでしょうか。

○教育指導課 　小学校においては、2020年度（令和2年度）から、先ほど申しましたとおり、現行の学習指導要領が全面実施となったことから、1年生から4年生へ派遣していたものを、外国語活動が始まる前の1年生、2年生に変更をしております。そのような背景から派遣対象を拡大する予定はございません。また本事業は、外国語教育が始まる前の異文化理解という位置づけになっております。英語を学び始める前の発達段階において、各国のあいさつ文化、生活習慣などに触れることで、異文化に対する興味・関心を高め、児童の国際性を養うことが目的となっております。3年生以上は外国語活動及び外国語の中で外国語指導講師の派遣等として異文化理解にも取り組んでおります。

○委員 　ありがとうございました。以上になります。

○副委員長 　少し重複するところもあるかもしれませんが、報告書の中にありますが、学習段階

を考慮した国際理解を深める事業の工夫や、発達段階に応じた効果的な活用について、具体例があれば教えていただきたいと思います。

○教育指導課 外国語教育が始まる前の小学校1年生、2年生においては、国際理解協力員などを活用しながら異文化理解を進め、3年生以上においては、担任や教科担任と外国語指導講師が協働しながら、学習指導要領に基づき外国語教育を推進しております。

○副委員長 ありがとうございます。もう一点お聞きしたいことがありまして、こうした業務の効果についてはどのように測定しているのでしょうか。特に小学校低学年に対しては、実際その児童本人からのフィードバックというのはなかなか難しいものがあるのですが、そういったことに関して工夫があれば教えてください。

○教育指導課 各学校に向けて実施している「執行事業アンケート」の項目に位置づけ、3段階評価及び意見・要望を記入してもらい、次年度の事業に生かしています。

低学年児童に対して教育委員会として実施しているアンケート等はありませんが、学校や国際理解協力員から授業の様子を聞き取ることで様子を捉えるようにしております。

○副委員長 ありがとうございます。以上です。

○委員長 それでは、ご質問をさせていただきます。3点ございます。

まず、外国語指導講師の派遣をなさっているということですが、授業内容に関して、どのような課題があるのかについて教えてください。

○教育指導課 児童生徒が外国語を使う必要性を感じ、生きた英語に触れる機会となるとともに、外国語指導講師を通して外国の文化に興味を持ち、異文化共生の視点からも外国語指導講師が学校にいるということが自然なことであるという環境には、大きな意味があると捉えております。現在、各校に一人配置ではなく、一人の外国語指導講師が複数校へ派遣されているために、派遣日数や派遣時期というものが限定的になっていることから、派遣時期が選べなかったりですとか、チームティーチングをしておりますので、その実施のための打ち合わせがなかなか充分に取れなかったりするような課題がございます。それらにつきましては、年2回、外国語教育担当者会の実施及び委託業者との連携をすることで、課題の解消になるよう、現在取り組んでいるところです。

○委員長 ありがとうございます。こうした外国語指導講師の派遣と、国際理解協力員の派遣というのは、別々に行われているのかどうかについて教えていただきたいと思います。というのは、国際理解協力の一環として、外国語指導講師は今お話しされていますように、英語講師の学習の役割だけではなく、多様な文化に触れる体験を計画する際にも、交流するといった役割があるかと考えられるのですが、国際理解協力員の派遣と外国語指導講師の派遣の方法につきまして、どのように考えられているのか、またそうした協力体制といったものが、取り組まれているのかどうかについて教えてください。

○教育指導課 外国語指導講師の方々と国際理解協力員の方々、これは全く別の派遣事業となっております。外国語指導講師の委託なのですが、その中の業務内容の中には、事業の中のアシスタントだけではなくて、クラブ活動への参加ですとか、昼食の時間、また放課後も含む児童生徒の交流活動というものも含まれておりますし、実際そのような活動をしているというふうに、こちらでも聞いております。

○委員長　　そうしますと、現在別々に派遣されていて、今後協力し合うといったような事業の方向の可能性はございますでしょうか。

○教育指導課　　外国語指導講師については、委託契約をしているもので、国際理解協力員というのは、採用の方も本課として取り組んでいるものです。1、2年生と特別支援学校、特別支援学級に対して、年間2回、授業をしていただいている、1年生と2年生では違う方が行くようになっておまして、3年生以上で始まる外国語（英語）の前に、外国語の中の英語、英語イコール外国語ではないので、いろんな国の言語がある中の日本語であり、英語であり、例えばロシア語でありということから、1・2年生に対しては、その国際理解協力員の方には母語の言葉ですね、英語ではない言葉であいさつですとかをやっていただいております。

外国語指導講師に関しては、やはり英語を通しての言語活動にはなるのですが、例えば、カナダ出身の外国語指導講師であれば、英語の言語活動を通して、カナダの文化に触れるというような形で、国際理解にもつながっていると考えております。

このような派遣をしておまして、今後、協力やできることについては、工夫をしていきたいと思っておりますし、低学年のうちから、いろんな国の文化に触れ、興味を持つことで、まだそこでは言語がどのという発達段階ではないですけれども、すぐそこにいろんな文化があるということを知ってもらいたいと考えております。そこから、3年生以降の外国語活動であったり、実際の外国語につながっていくのですが、別々の業務の形でお願いをしているところですが、学校側がそれを受け取り、いろんな形で協力をするという可能性もございますので、今後どういうことをやっていくと効果的になるか、検証してまいりたいと思っておりますし、より充実した形に持っていくことで、子どもたちが豊かな感覚を身につけられるよう行ってまいりたいと思っております。

○委員長　　ありがとうございます。

国際理解教育の充実ということにつきましては、非常に多様な取組方があるだろうと考えられます。そうした視点から見直してみますと、現在、例えば取り組まれていないけれども、今後必要になるだろうと考えられているような内容がございましたら教えていただけたらと思います。

○教育指導課　　国際理解教育の充実という中でも、直接的には英語教育の充実という部分に当たれるかもしれませんが、次期学習指導要領の改定を見据えた取組として、文部科学省による「AIの活用による英語教育評価事業」というものがございます。寒川町の教育委員会が、町立小中学校の一部にAIを取り入れた英語学習のアプリの導入を決めたというようなことも聞いておりますので、引き続き、文部科学省の情報、また担当指導主事会議等で、ほかの自治体の取組も参考に研究してまいりたいと思っております。

○委員長　　ありがとうございます。

追加で委員の皆様の方から何かご質問はございますでしょうか。

○副委員長　　すみません、この場でお話するのはどこまで適切なのちよっとわからないんですけども、今、うちの長男が小学校4年生で、いわゆるその外国語の授業が始まっているのですが、異文化理解が非常に重要ということは、異論を待たないところだと思うのですが、親として見ていると、子どもってちよっと悪いところから結構影響受けがちというところがあって、最近ようやく止まったのですが、3年生ぐらいから英語の外国語活動が始まり、ALTとかFLTが学校に来てくれたこと

があったのですが、割とカジュアルにオフENSIVEな表現を出してしまう。具体的には、割とカジュアルに中指立てるとかですね、いわゆるフォーレターワードを投げつけるとかということ結構やってしまう。本人は学校ではやってないというのですが、どうも話を聞いていると、授業中にFLTの先生に対して中指立てた人がいるという話もあるので、そういったやっちゃいけないことを学校で厳しくしつけてほしいなあというところが正直あります。そのFLTに対してやったことについて、どういふフィードバックがあったのかはわかりませんが、やってはいけないことを割と家とか外で、カジュアルに一時期やりがちだったので、見つけるたびにとがめてはいたのですが、なかなか直すのに苦労したので、そういったところも学校だけではなく、もちろん家庭の教育も含めて考えないといけないポイントだと思いますが、やってはいけないことってあるんだよということも含めて、教えていただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。他にはございますか。よろしいでしょうか。

(質問等：なし)

全体として、何か追加でご意見はございますか。

○教育指導課 今いただいたお話についてですけれども、私も学校を訪問したりする中で、実際に外国語指導講師が授業をしているところを見たり、様々なほかの教科の授業も見ることがあります。やはり発達段階に応じて、いろんなお子様たちっていうのは興味を持つことがございまして、それが良いことなのか悪いことなのか、なかなか年齢によってはわからないところもございまして。そういうことにつきましては、やはり教員の方が人権感覚もお子様たちに伝えながら、表現は適切ではないよっていうようなことを、やっぱりお話をしつて、理解を深めさせてですね、社会に出たときに困らないような形で、授業で話をしていくべきであると思っておりますので、教育指導課といたしまして、計画訪問のような、教員がどのような教育をしているのかを研究協議したり、助言を行ったりしていることもございまして、そういう場面で、教員の方には伝えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は点検評価 重点事業に係る担当課からの事業説明と質疑応答を行いました。

各委員におかれましては、これらの内容を踏まえまして、

- ・取組計画が教育振興基本計画における目的や方向性に合致しているか
- ・取組実績に対して課題の捉え方は適切か
- ・今後の取組についての考え方は適切か

といった観点から講評を行っていただきます。

併せて、教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と「総括的講評」についても、第3期計画期間における5年間の総括的な視点からまとめていきたいと思ひます。

以上で用意された議題は終了となります。

## 2 その他

### (1) 今後のスケジュール

○委員長 最後に「その他」に移ります。

事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

○事務局 「次第」の方をご覧ください。

今後のスケジュールについては、8月1日(金)に「令和7年度 第2回藤沢市教育振興基本計画 評価委員会」を開催させていただき、その中で、先ほど委員長からありましたとおり、教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と「総括的講評」を委員の皆様からいただきたいと思っております。

その後いただいた講評を取りまとめたものを「点検・評価報告書」として8月の教育委員会定例会にお諮りをしまして、9月の市議会決算資料として提出いたします。

また、市のホームページにおいても報告書を公開する予定であります。

事務局からは以上でございます。

○委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問等：なし)

それでは以上をもちまして、令和7年度 第1回藤沢市教育振興基本計画 評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

午前11時36分 閉会